

東京都景観計画【素案】に対する意見募集結果

- ◆ 意見募集期間 :平成 30 年 3 月 28 日～平成 30 年 4 月 20 日
- ◆ 提出意見数 : 2 件 (1 名、1 社)
- ◆ 主な意見とその対応

項 目	意見書の要旨	東京都の考え方・対応
第1章 第5 夜間の景観の 形成に関する 方針	高層ビルの航空障害灯について、平成15年12月に航空法施行規則により緩和されたことを踏まえ、その撤去や消灯、ライトアップ照明への置き換え等の助言・指導をされたい。	高層ビルに設置する航空障害灯については、緩和の趣旨も踏まえ、大規模建築物等の事前協議制度等を通じた協議や、今後作成を検討している夜間景観形成の手引等に盛り込むなど、良好な夜間景観に寄与するよう誘導していく。
	プロジェクションマッピング等、夜間景観を賑わす新たな表現方法については、積極的に取り入れる旨、記載されたい。	プロジェクションマッピング等については、にぎわいを演出する効果があり、地区特性や、周辺への影響等に配慮して活用していく必要があると記載済み。
	当景観計画における夜間景観の形成方針は、ライトアップを前提とした計画か。当該方針に基づくライトアップにかかる費用負担について、費用補助等のインセンティブ施策の導入は検討されているのか。全くライトアップを行わない施設管理者等については、積極的に指導されることをお考えか。	全ての施設をライトアップするのではなく、歴史的・文化的な資源など地域の個性を表す景観資源を光で演出し、周辺は抑制するなどメリハリをつけ、良好な夜間景観の形成を目指していくことを記載済み。 産業労働局において、建造物等のライトアップモデル事業に対する助成を実施しており、関係者に周知していく。